

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 1月20日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第2号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(前金払) 第135条 (略)</p> <p>2 公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の3割を超えない範囲内において前金払をすることができる。ただし、公共工事に要する経費のうち土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の<u>施工に要する費用</u>（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費については、前金払の割合をこれらの経費の4割以内とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>別記（第78条関係） 建設工事請負基準約款 （前払金の使用等）</p> <p>第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金（中間前払金を除く。）の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の<u>施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</u></p>	<p>(前金払) 第135条 (略)</p> <p>2 公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の3割を超えない範囲内において前金払をすることができる。ただし、公共工事に要する経費のうち土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、<u>労働者災害補償保険料及び保証料</u>（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費については、前金払の割合をこれらの経費の4割以内とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>別記（第78条関係） 建設工事請負基準約款 （前払金の使用等）</p> <p>第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県財務規則の規定は、平成28年4月1日以後に新たに契約を締結する建設工事について適用する。